

山梨県果樹団地化促進支援事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 知事は、効率的な生産が可能となる果樹園の基盤整備と団地化を促進するため、ほ場整備参加者（以下「補助事業者」という。）が実施する果樹団地化促進支援事業（以下「事業」という。）に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

（補助金の交付対象者等）

第2条 この補助金は、補助事業者が実施する事業に対し、直接交付するものとする。ただし、次に掲げる者（以下「市町村等」という。）が補助事業者に補助する事業の経費については、市町村等に対して交付するものとする。

- （1）市町村
- （2）土地改良区
- （3）換地委員会

（補助対象経費）

第3条 この事業は、ほ場整備における果樹の伐採、ブドウ棚、かんがい施設の再設置、果樹の育成、大苗育苗、植え付けの費用に対して2ヵ年度に分け助成するものであり、第1年度目の助成額は補助金交付総額の7割以内とする。

（採択基準）

第4条 この事業は、次の条件を全て満たす地域を対象とする。

- （1）山梨県果樹振興計画に基づく果樹産地構造改革計画が策定されていること。
- （2）果樹団地化モデル地区に指定されていること。
- （3）農地の集団化、団地化が見込める地域であること。
- （4）県営土地改良事業でほ場整備を実施する地区であること。

（補助金の交付申請）

第5条 補助事業者又は市町村等（以下、「補助事業者等」という。）は、交付申請書（第1号様式）を関係する農務事務所長を経由して別に定める期日までに知事に提出するものとする。なお、申請は2ヵ年度に分け、各年度毎に行うものとする。

（補助金の交付条件）

第6条 補助金の交付条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）補助事業の内容を変更しようとするときは、変更承認申請書（第2号様式）を提出し、知事の承認を受けること。
- （2）補助事業を中止又は廃止しようとするときは、中止（廃止）承認申請書（第3

号様式)を提出し、知事の承認を受けること。

(3) 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

2 補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の増額を伴わない場合にあつては、前項第1号の規定による手続を省略することができる。

(補助金の交付額の算定)

第7条 補助金の交付額は、次の基準により算定する。

(1) 補助金の交付単価は、別表のとおりとする。

(2) 補助対象面積は、ほ場整備を実施するにあたり策定する換地計画書の従前地面積を基準とする。

(3) 交付額は、補助対象面積に別表に定める各交付単価を乗じて得た額の合計額とする。

(補助金の交付決定)

第8条 知事は、補助金の交付申請があつたときは、当該申請に係る審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに交付決定を行い、補助金交付決定通知書(第4号様式)を補助事業者等に通知するものとする。

(補助金の交付)

第9条 補助金の交付は、精算払いとする。ただし、知事が必要と認めるときは、概算払いにより交付することができる。

2 補助事業者等は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書(第5号様式)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者等は、補助事業の完了の日、又は中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1ヶ月を経過した日又は補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、知事に実績報告書(第6号様式)を提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 知事は、事業の完了又は中止若しくは廃止に係る実績報告を受けたときは、当該報告に係る事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者等に通知するものとする。

(事業の完了)

第12条 この事業は、苗の植え付け、畑かんの再設、ブドウ棚の再設をもって完了とし、

事業が完了しない場合においては既に交付した補助金を返還しなければならない。

（書類の保管）

第13条 補助金の交付を受けた補助事業者等は、この補助事業に係る収入及び支出についての証拠書類を整理し、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表

1 果樹の伐採に伴う交付単価

単位：円

作目区分	ブドウ	モモ	サクランボ	スモモ	カキ	ウメ	その他
10a当たりの の交付単価	42,000	83,000	88,000	72,000	58,000	58,000	58,000

2 畑かん施設の再設に伴う交付単価

単価：円

作目区分	ブドウ	モモ	サクランボ	スモモ	カキ	ウメ	その他
10a当たりの の交付単価	64,000	86,000	102,000	73,000	29,000	14,000	14,000

3 ブドウ棚の再設に伴う交付単価

単価：円

10a当たり の交付単価	177,000
-----------------	---------

4 果樹の育成及び植え付けに伴う交付単価

単位：円

作目区分	ブドウ	モモ	サクランボ	スモモ	カキ	ウメ	その他
10a当たりの の交付単価	72,000	90,000	92,000	97,000	96,000	93,000	93,000

山梨県知事

殿

住 所
氏 名

平成 年度 果樹団地化促進支援事業費
補 助 金 交 付 申 請 書

平成 年度において次のとおり実施したいので、果樹団地化促進支援事業費補助金交付要綱第5条の規定により、金 円の交付を申請する。

1 事業の目的

事業 地区 工区ほ場整備

2 事業計画及びその内容

別表のとおり

3 交付計画

補助事業に要する経費	交 付 額 (交付対象事業費の70%以内)
円	円

(注) 2年目の申請については、交付対象事業費に対する1年目交付額の残とする。

4 事業完了予定年月日

山梨県知事

殿

住 所
氏 名

平成 年度 果樹団地化促進支援事業費
補 助 金 変 更 承 認 申 請 書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった果樹団地化促進支援事業費補助金について、次のとおり変更したいので、同補助金交付要綱第6条の規定により申請する。

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容
- 3 添付書類

事業計画及びその内容（第1号様式別表に準ずる。）

（注）別表については、補助金の交付決定を受けた事業の内容及び交付額と変更後の事業の内容及び交付額とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。

山梨県知事

殿

住 所

氏 名

平成 年度 果樹団地化促進支援事業費
補助金中止（廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け第 号で交付決定のあった果樹団地化促進支援事業費補助金について、次のとおり中止（廃止）したいので、同補助金交付要綱第6条の規定により申請する。

1 中止（廃止）の理由

（できるだけ具体的に記入すること）

2 中止の期間（廃止の時期）

殿

山梨県知事

平成 年度 果樹団地化促進支援事業費
補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった平成 年度果樹団地化促進支援事業費補助金については、山梨県果樹団地化促進支援事業費補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり交付することに決定しました。

- 1 補助事業に要する経費 金 円
- 2 補助金の額 金 円
- 3 補助金交付の条件は、次のとおりとする。

果樹の伐採、ブドウ棚の撤去、畑かん施設の撤去を完了させること。

（注）2年目の交付決定については、次のとおり。

果樹の改植、ブドウ棚の再設、畑かん施設の再設を完了させること。

第5号様式（第9条関係）

第 号
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

補助事業者等

平成 年度 果樹団地化促進支援事業費
補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のありました果樹団地化促進支援事業補助金について、次のとおり概算払いの請求をいたします。

1 概算払請求額 円

2 内 訳

単位：円

補助金交付 決定額 ①	既概算交付 額 ②	差引額 ①－②＝ ③	今回概算請求 額	備 考

3 概算払請求の理由

4 支払の方法（口座振替払）

振込先銀行	銀行 店
預金種目・口座番号	1 普通 2 当座 口座番号
口座名義	

山梨県知事 殿

住 所
氏 名

平成 年度 果樹団地化促進支援事業費
補 助 金 実 績 報 告 書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあった補助金について、次のとおり実施したので、山梨県果樹団地化促進支援事業費補助金交付要綱第10条の規定により報告する。

1 事業の目的

事業 地区 工区ほ場整備

2 事業実績及びその内容
別表のとおり

3 交付決定額

補助事業に要する経費	交 付 決 定 額
円	円

4 事業完了年月日